

「広島県耐震改修促進計画（第 4 期計画）（仮称）」の骨子案について

1 要旨

「広島県耐震改修促進計画」の計画期間が令和 8 年 12 月末で終期を迎えることから、上位計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、及び「社会資本未来プラン」の改定内容と整合を図った上で、これまでの成果や課題、社会経済情勢の変化等を踏まえて、「広島県耐震改修促進計画（第 4 期計画）（仮称）」を策定する。

2 現行計画の取組成果

耐震化の促進に向け、市町と連携した補助制度の創設や所有者への戸別訪問による耐震化の必要性の周知等を行うとともに、広域緊急輸送道路沿道建築物及び大規模建築物においては、所有者への意向調査や耐震化実施状況の公表、文書指導の実施等に取り組み、住宅においては、耐震セミナーや技術者育成講習会の実施、施工者情報の提供等を行った。

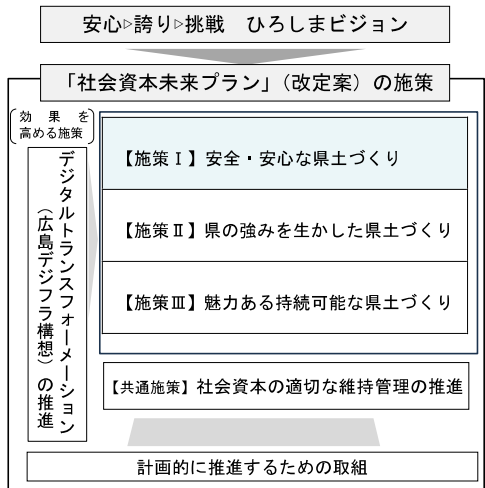
耐震改修実施率

区 分	R 2 実績	R 7 目標	R 7 実績
広域緊急輸送道路沿道建築物	9.1%	概ね解消	43.3%
住 宅	84.5%	92.0%	87.4%
大規模建築物	78.9%	概ね解消	91.7%

3 骨子案の概要

- (1) 計画期間 令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）
(2) 策定に当たっての考え方

現行計画の取組状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」や次期「社会資本未来プラン」の目指す姿の実現に向けて、下図のとおり、施策体系を「多数の者が利用する建築物」と「住宅」に分類するとともに、特に耐震化率が低い広域緊急輸送道路沿道建築物及び住宅に関し重点事項と位置付け、建築物耐震化の取組を行う。



広島県耐震改修促進計画（第 4 期）（仮称） ※：重点事項
【施策体系 1】全般事項
①相談体制の整備や情報提供の充実 ②関係団体との連携等による普及啓発
【施策体系 2】多数の者が利用する建築物
①市町の補助制度の継続、創設の検討 ②計画的な耐震化に向けた指導 ③所有者への意識啓発
耐震診断義務付け対象建築物 広域緊急輸送道路沿道建築物※、大規模建築物、防災業務等の中心となる建築物
・対象建築物の耐震化に向けた指導 ・民間建築物の耐震改修への支援 等
【施策体系 3】住宅※
①市町の補助制度の改善への支援、創設の促進 ②所有者への意識啓発 ③耐震診断及び耐震改修が行いやすい環境の整備

(3) 根拠法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 1234 号）第 5 条

4 スケジュール

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
骨子案公表 ○	素案作成	計画素案公表 ○	パブコメ	成案 ○

広島県耐震改修促進計画（第4期計画）（仮称）骨子案

現行計画の概要 【計画期間：令和3年度～令和7年度】

【計画の趣旨】県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、耐震改修促進法の規定に基づく法定計画として、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に掲げるあるべき姿の実現を目指し策定する。

基本方針	◆多数の者が利用する建築物については、引き続き重点的取組に位置付け、耐震改修に向けた指導に主な取組を移行させる ◆住宅についても新たに重点的な取組に据え、引き続き意識啓発を図るとともに、より効果的な支援に取り組む
目指す姿	◆安心▷誇り▷挑戦（ひろしまビジョン）あるべき姿＝“災害死ゼロ” ◆広島県耐震改修促進計画（第3期計画）最終的に“耐震化率100％”を目指す

現行計画の主な取組・実績

建築物毎における耐震状況

対 象	項 目	令和2年度末	令和7年度末		
			目標値	実績	達成度
①大規模建築物	耐震改修実施率	78.9％ (206/261棟)	概ね解消	91.7％ (220/240棟※)	未達成
②防災拠点建築物	耐震改修実施率	92.7％ (786/848棟)	概ね解消	99.0％ (798/806棟※)	達成
③避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路)	耐震診断実施率	94.9％ (262/276棟)	100％	99.3％ (274/276棟)	概ね達成
	耐震改修実施率	9.1％ (22/約240棟)	概ね解消	43.3％ (97/224棟※)	未達成
④住 宅	耐震化率	84.5％ (102.6/121.5万戸)	92.0％ (111.5/121.2万戸)	87.4％ (108.0/123.5万戸)	未達成
	耐震改修補助制度創設市町	0％ (0/23市町)	100％	78.3％ (18/23市町)	未達成
	市町の累計耐震改修補助戸数	0戸	1,500戸	197戸	未達成

※ 分母の変化は除却等により建物が減ったため

取組状況と課題

① 大規模建築物の耐震化の促進 ～不特定多数の者が避難弱者が利用する一定規模以上の建築物（大規模建築物）～

実績値（R3～R7年）	取組状況	◆県HP等での耐震診断・耐震改修補助制度等の情報提供【1①】 ◆補助制度創設市町の拡大（対象9市町：8市町創設、1市町創設予定）【2①】 ◆耐震化未実施所有者への周知（耐震化の必要性・補助制度等）、意向調査、戸別訪問実施【2②、③、⑤、⑥】 ◆耐震化実施状況公表・定期的な情報更新、文書指導実施【2③、④】 ◆残る20棟のうち9棟については、R8～R12年度に耐震化等の予定
【対象建築物：261棟】 ◆耐震改修14棟 (累計実績：220棟) ◆除却等21棟		▷耐震診断結果（危険性）、耐震化の必要性について、所有者への周知が十分にできていない ▷民間建築物において事業継続を踏まえた対策の検討に時間を要し耐震化が具体化していない ▷補助制度を活用しても営業補償等の費用等自己負担が多く耐震化に至っていない ▷テナントが営業補償等を所有者に求めるなど退去交渉（金銭等）が難航し耐震化に至っていない ▷再開発の計画があるため耐震化しても長期使用ができないため耐震化の実施が進んでいない

② 防災拠点建築物の耐震化の促進 ～防災拠点建築物として指定した官公庁、病院、避難所等～

実績値（R3～R7年）	取組状況	◆耐震化実施状況公表・定期的な情報更新【2⑧】 ◆公共建築物施設管理者等への定期的な進捗調査【2②、⑨】 ◆耐震化未実施所有者への働きかけ【2②、⑨】 ◆残る8棟のうち7棟については、R8～R12年度に耐震化等の予定
【対象建築物：806棟】 ◆耐震改修47棟 (累計実績798棟) ◆除却等8棟		▷公共施設としての在り方を再検討しており具体的な計画が策定されていない

③ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 ～広域緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物～

実績値（R3～R7年）	取組状況	◆県HP等での耐震診断・耐震改修補助制度等の情報提供【1①】 ◆補助制度創設市町の拡大（対象13市町：12市町創設、1市町創設予定）【2①】 ◆耐震化未実施所有者への周知（耐震化の必要性・補助制度等）、意向調査、戸別訪問実施【2②、③、⑪、⑫】 ◆耐震化実施状況公表・定期的な情報更新、文書指導実施【2③、⑫】
【対象建築物：240棟】 ◆耐震改修75棟 (累計実績97棟) ◆除却等16棟		▷耐震診断結果（危険性）、耐震化の必要性（道路閉塞）について、所有者への周知が十分にできていない ▷小規模な建築物や共同住宅が多く、所有者に応じた対応ができていない ▷テナントや入居者との退去交渉が難航し、耐震化に至っていない ▷経済的に余力がなく耐震改修工事に必要な自己資金を調達できない

④ 住宅の耐震化の促進 ～昭和56年以前に建築された旧耐震基準の住宅～

実績値（R3～R7年）	取組状況	◆県HP等での耐震診断・耐震改修補助制度、補助工事実績施工者一覧表等の情報提供・拡充【1①3②】 ◆技術者育成講習会実施（低コスト工法セミナー）【1②】 ◆広島県住宅耐震化促進支援制度（協調補助）創設（R7：18市町）【3①】 ◆広報紙（県市町）・生活情報誌等（耐震改修の必要性・補助制度等）・固定資産税送付時での周知【3②】 ◆住宅リフォームセミナー・市民向け防災講習実施（耐震化の必要性・補助制度普及啓発）【3②】
【耐震改修補助目標戸数：1,500戸】 ◆補助実績197戸 R7耐震化率87.4％ (R2より2.9%増)		▷耐震診断を受けている割合は1.5％ ▷耐震診断から耐震改修工事等へ移行する割合は10％と低い状況である ▷対象住宅が多く、所有者への直接的なアプローチが十分にできていない ▷耐震診断や耐震改修工事の相談先、費用・工期等について、所有者への周知が十分にできていない ▷補助金があってもなお所有者の自己負担が大きい

社会経済情勢の変化

- ◆ 南海トラフ巨大地震における発生確率及び被害想定の見直しや甚大な被害をもたらす地震の頻発化
- ◆ 旧耐震の建築物は、建替等の目安である築45年以上が経過し倒壊リスクが増大
- ◆ 資材の高騰や人手不足等に伴う建設費の高騰
- ◆ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）の改正
・耐震化の目標の見直し・高齢者向け住宅融資制度の創設・緊急輸送道路沿道マップ作成及び普及等



見直しの方向性（これまでの取組に加え）

- (1)「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」で掲げる概ね30年後の「あるべき姿：災害死ゼロ」の実現を着実に進めていくため、これまでの取組状況や課題等を踏まえ、「基本方針」・「目指す姿」の見直しを行う
- (2)目標値と大きく乖離している**広域緊急輸送道路沿道建築物及び住宅については**、想定される地震の規模・被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、令和7年7月に示された国の方針等も踏まえ、**実効性のある目標への見直しを行う**
- (3)住宅・建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう**SNS等各種メディアを活用して更なる啓発及び知識の普及を行う**
- (4)広域緊急輸送道路沿道建築物については、**個別の状況・事情の把握や優先順位をつけた啓発活動など、効果的かつ効率的な取組を検討する**
- (5)住宅については、特に甚大な被害を受ける木造住宅を対象に、**耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備を図るため、耐震診断士等と工事施工者の連携強化や低コスト工法の更なる普及啓発等を検討する**

広島県耐震改修促進計画（第4期計画） 【計画期間：令和8年度～令和12年度】

基本方針

目指す姿

目標値
見（2）

安全・安心なまちづくりに向けた住宅・建築物耐震化の促進
～災害死ゼロの実現を目指して～

所有者への様々な支援や環境整備等を効果的かつ効率的に行うことで、住宅・建築物の耐震化が促進されています
見（1）

区 分		実績（R7年度末）	目標値（R12年度末）	【参考】国目標値
①大規模建築物	耐震性不足解消率※	92.7%（255/275棟）	検討中	概ね解消（R12年度末）
②広域緊急輸送道路沿道建築物	耐震性不足解消率※	54.0%（149/276棟）	検討中	60%（R12年度末）
③住宅	耐震化率	87.4%（108/123.5万戸）	検討中	概ね解消（R17年度末）

※ 耐震性不足解消率とは、耐震診断義務付け対象建築物に対し耐震化（除却等含む）された建築物の割合を示す
見：見直し方向性

【施策体系の見直し】

第3期計画 施策体系		取組主体	第4期計画施策体系（赤字箇所：新規取組）		取組主体
1 全般事項	① 相談体制の整備や情報提供の充実	県 市町	① 相談体制の整備や情報提供の充実	⑤ (3)	県 市町
	② 関係団体との連携等による普及啓発	県 市町	② 関係団体との連携等による普及啓発	⑥ (3)	県 市町
2 多数の者が利用する建築物	③ 市町の補助制度の継続、創設の検討	一 市町	③ 市町の補助制度の継続、創設の検討	一 市町	市町
	④ 計画的な耐震化に向けた指導	所管行政庁	④ 計画的な耐震化に向けた指導	一 県	所管行政庁
大規模建築物【重点】	⑤ 所有者への意識啓発	県 市町	⑤ 所有者への意識啓発	一 市町	市町
	⑥ 公表した耐震化状況の更新	所管行政庁	⑥ 対象建築物の耐震化に向けた意識啓発・指導	⑧ (4)	所管行政庁
防災業務等の中心となる建築物【重点】	⑦ 対象建築物の耐震化にむけた指導等	県	⑦ 公表した耐震化状況の更新	一 県	県
	⑧ 民間建築物の耐震改修への支援	市町	⑧ 民間建築物の耐震改修への支援	⑨ (4)	市町
広域緊急輸送道路沿道建築物【重点】	⑨ 公表した耐震化状況の更新	所管行政庁	⑨ 対象建築物の耐震化にむけた指導	一 所管行政庁	所管行政庁
	⑩ 公表した耐震化状況の更新	県 市町	⑩ 公表した耐震化状況の更新	一 県	県
住宅【重点】	⑪ 対象建築物の耐震化にむけた指導	県	⑪ 民間建築物の耐震改修への支援	一 市町	市町
	⑫ 民間建築物の耐震改修への支援	市町	⑫ 計画的な耐震化に向けた指導	一 県	県
3 住宅【重点】		県 市町	⑬ 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進	⑩ (5)	県 市町
			⑭ 所有者への意識啓発	⑪ (3)	県 市町
			⑮ 耐震診断及び耐震改修が行いやすい環境の整備【新規】	⑫ (5)	

※ 所管行政庁：建築確認行政（建築主事）を行う市